

Ⅶ 今後の取組の展開

この「小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方」をもとに、より良い教育環境の実現に向け、令和7年度から、保護者や地域、関係者の皆様とともに議論を積み重ねていきます。

過小規模校を優先に検討していきますが、その中でも、中学校区で見た場合に、将来、全ての小学校が過小規模校又は小規模校になると推定される中学校区にある学校については、最優先に検討していくこととします。

その後、各地区や各学校の具体的な方向性を示す「小学校・中学校の適正規模等に関する基本方針」を策定していきます。

Ⅷ 今後の検討にあたって

1 保護者や地域、関係者の皆様の意向の尊重

現在、学校に通う児童生徒の保護者や、将来、学校に通うこととなる就学前の子どもたちの保護者の皆様の声をしっかりと受け止めていきます。

また、地域住民から見た学校は、地域社会の将来を担う人材を育てる中核的な場所であるとともに、防災や保育、地域の交流の場などといった様々な機能を有しており、学校づくりがまちづくりと密接に関わっています。このため、地域住民や関係者の方々とも、教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有していきます。

このように、保護者や地域、関係者の皆様の意向を尊重しながら、しっかりと議論を積み重ね、十分な理解や協力を得ながら進めていきます。

2 魅力ある学校づくりの検討

より良い教育環境を実現するためには、学校の適正な規模や配置を検討するとともに、地域に根差した特色ある学校づくりが重要です。

全国では、教育課程特例校制度などを活用した魅力的なカリキュラムの導入、学校と地域のさらなる連携の推進、コミュニティスクールの推進、小中一貫校や義務教育学校の導入、学びの多様化学校の設置、他の公共施設との複合化や共用化など、様々な取組が進められています（※）。また、学校の適正規模等の課題の解消にあわせ、学校施設を新增築又は改修する事例もあります。

現在、本市が置かれた環境や課題を踏まえ、それぞれの学校の付加価値を高めていくため、学校の適正規模等の検討にあわせ、本市や地域の実情にあった魅力ある学校づくりについても検討を進めていきます。

※ 教育課程特例校制度

学校又は地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを認める制度

※ コミュニティスクール

学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民が参画できる仕組み

※ 小中一貫校と義務教育学校

9年間の義務教育を連続した教育課程として捉えて教育活動を行う学校（小中一貫校では、小学校と中学校を別々の組織としているのに対し、義務教育学校では、小中学校を1つの組織として設置されます。）

※ 学びの多様化学校

不登校の児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施することのできる学校

3 公共施設個別施設計画での位置づけ

本市は、平成29年2月に、公共施設等のあり方についての基本的な方向性や具体的な取組などを定めた春日井市公共施設等マネジメント計画（令和4年3月改訂）を策定しました。また、令和2年3月には、施設ごとに、今後の維持管理や更新等の方針を示す春日井市公共施設個別施設計画を策定しました。

この春日井市公共施設個別施設計画では、小学校及び中学校については、基本的に全ての施設を維持することとし、おおむね毎年度3校ずつ、大規模改修を開始し、1校につき夏季休業期間を中心に3か年をかけて実施することとしています。

しかしながら、今回の小学校及び中学校の適正規模等の検討状況によっては、今後のあり方が見直される学校もあり得ることから、現在、大規模改修に着手している学校を除き、春日井市公共施設個別施設計画で示す施設ごとの維持管理や更新等の方向性や具体的な対応方針については、適正規模等の検討の状況や結果を踏まえ、別途決定していきます。